

## バリアフリー基本構想策定の今後の進め方について

### 【趣旨】

- ・本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、ターミナル駅や区役所など、高齢者、障害者等がよく利用する施設があるなど、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る必要がある主要な駅周辺を対象に、平成 15 年度から各区 1 地区での策定を目標にバリアフリー基本構想の策定を進めてきました。
- ・現在、緑区の十日市場駅周辺地区で基本構想を策定中であり、平成 28 年度末に全 18 区の策定が完了する予定です【参考資料参照】。
- ・一方、バリアフリー基本構想を策定していない駅も数多く残っているため、新たな策定の進め方に基づき、引き続きバリアフリー基本構想の策定に取り組んでいきます。

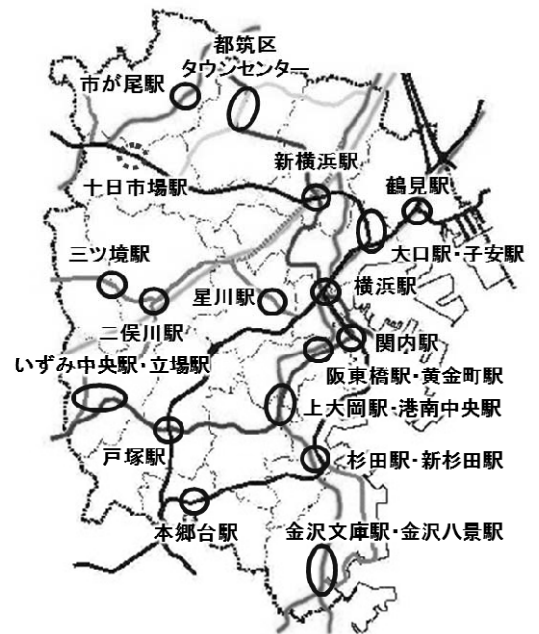
### 1 バリアフリー基本構想について

バリアフリー基本構想は、高齢者や障害者等の円滑な移動や、建築物等の施設の利用の確保を目的に、駅周辺などで地区を定め、鉄道駅等の旅客施設、道路、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本的な構想を定めるものです。

バリアフリー基本構想には、

- ① 重点整備地区(バリアフリー化を進める地区の範囲)
- ② 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活において利用する施設)
- ③ 生活関連経路(生活関連施設相互間の経路)
- ④ 特定事業(バリアフリー化のために実施すべき事業)等を定めます。

バリアフリー基本構想策定後は、各事業者がバリアフリー基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施します。



○	バリアフリー基本構想策定済み	17地区(25駅)
○	バリアフリー基本構想策定中	1地区(1駅)

図1 バリアフリー基本構想の策定状況

表1 バリアフリー基本構想の策定状況

市内鉄道駅数(※1)		137駅
策定済		25駅
策定中		1駅
未策定	日利用者数5,000人以上(※2)	93駅
	日利用者数5,000人未満	18駅

※1 1つの駅に複数会社、路線が乗り入れている場合、1駅としてカウント。

※2 バリアフリー法では、一日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の駅を特定旅客施設とし、バリアフリー基本構想を策定する場合、生活関連施設として定めなければならないこととしている。

## 2 今後の進め方について

### 1 区内の複数地区を含めて一つの基本構想として策定

新規に策定する地区を区ごとに3地区程度（※3）選定して、同時並行で検討し、区で一つの基本構想を策定します。

※3 区内に、重点整備地区の選定要件（利用者数5,000人以上で周辺に生活関連施設が3つ以上）を満たす駅が3駅未満の場合は、3地区より少なくなります。

《重点整備地区選定の視点》

- ① 駅の利用者数やバス便数
- ② 福祉施設等生活関連施設の立地状況
- ③ 高齢化率などの地域の状況
- ④ 地域からの要望
- ⑤ 市街地再開発事業など他事業の状況

### 2 策定済地区の見直し

策定済みの基本構想については、現状に合わせて段階的かつ継続的な計画の発展（スパイラルアップ）を図るよう見直しを行い、新規重点整備地区と合わせて基本構想に位置付けます。

《見直しのポイント》

- ① 特定事業の実施状況の確認と検証
- ② ベビーカー利用者など子育ての視点も加味
- ③ 策定当時から変化のあった生活関連施設や生活関連経路の確認、追加

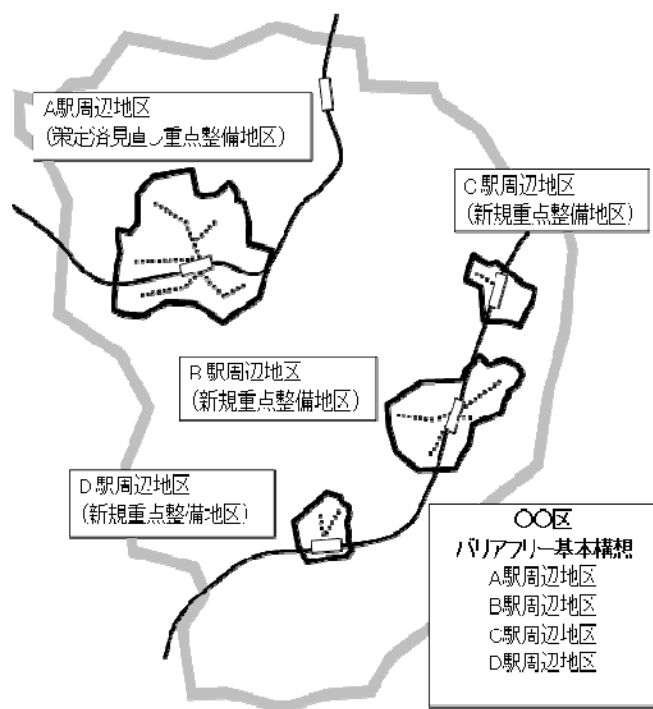


図2 今後の策定イメージ

### 3 区ごとに地区部会を組織して検討

従来地区ごとに組織していた地区部会を、今後は区ごとに組織します。なお、地区部会のメンバーは、日ごろからその地域を利用している高齢者、障害者の方々などで組織し御意見を頂き、バリアフリー基本構想に反映させていきます。

- ◆平成28年7月28日 横浜市バリアフリー検討協議会において意見聴取
- ◆平成28年8月31日 横浜市福祉のまちづくり推進会議において意見聴取

## 3 基本構想の策定スケジュール

既存の基本構想に定めた特定事業が概ね完了した区から策定します。平成28年度は、戸塚区での策定に着手し、概ね10年程度で全18区の策定を完了させる予定です。

## 【参考資料】

### ◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成 18 年 12 月 20 日施行

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる。

### ◆バリアフリー基本構想策定経過

地 区 名		該当区	開始	策定	整備目標
1	関内駅周辺	中区	H15. 8	H16. 8	H22
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15. 9	H16. 8	H22
3	横浜駅周辺	西区	H16. 2	H18. 8	H22
4	新横浜駅周辺	港北区	H16. 3	H18. 8	H22
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17. 6	H19. 3	H22
6	戸塚駅周辺	戸塚区	H18. 7	H20. 5	H22
7	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18. 8	H20. 5	H22
8	都筑区タウンセンター周辺	都筑区	H20. 6	H22. 5	H26
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21. 4	H23. 3	H27
10	本郷台駅周辺	栄区	H21. 7	H23. 8	H28
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22. 2	H23. 12	H28
12	二俣川駅周辺	旭区	H22. 8	H24. 5	H29
13	金沢文庫駅・金沢八景駅周辺	金沢区	H22. 10	H25. 3	H29
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23. 8	H25. 3	H29
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24. 7	H26. 3	H30
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25. 7	H27. 3	H31
17	市が尾駅周辺	青葉区	H26. 7	H28. 3	H32
18	十日市場駅周辺	緑区	H27. 7	H29. 3 予定	H33 予定